

等級ごとの職員数の公表（令和7年4月1日）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	50	14.7	主事	45	207	60.7	係員級
				技師	5			
				主事補	0			
				計	50			
2級	主任の職務	33	9.7	主任	33	207	60.7	係員級
				計	33			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	124	36.4	主査	46	207	60.7	係員級
				副主査	78			
				計	124			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	66	19.4	副主幹	20	66	19.4	係長級
				主査	46			
				計	66			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	46	13.5	課長補佐	29	46	13.5	課長補佐級
				主幹	17			
				計	46			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 困難な業務を分掌する課長補佐の職務 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	19	5.6	会計管理者	1	22	6.5	課長級
				課長	14			
				事務局長	1			
				支所長	2			
				課長補佐	1			
				計	19			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	3	0.9	課長	3	22	6.5	課長級
				計	3			
				計	3			
合計		341	100.0					

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0.0	技能労務職員	0	4	40.0	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	4	40.0	技能労務職員	4	4	40.0	技能労務職員級
				計	4			
3級	副主任技能労務職員の職務	4	40.0	副主任技能労務職員	4	4	40.0	副主任技能労務職員級
				計	4			
4級	主任技能労務職員の職務	2	20.0	主任技能労務職員	2	2	20.0	主任技能労務職員級
				計	2			
合計		10	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0.0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100.0	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0.0	病院長	0
				計	0
合計		1	100.0		